

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
理事（水産大学校代表）藤井 徹生

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 水産大学校二学科共用実験棟 102 研究室
ト^レラフトチャンパー新設業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和 7 年 3 月 3 1 日
- (4) 履行場所 山口県下関市永田本町 2 - 7 - 1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産大学校
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 13 年 4 月 1 日付け 13 水研第 65 号）第 12 条第 1 項及び第 13 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4・5・6 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

山口県下関市永田本町 2 - 7 - 1
国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校
校務部会計課施設係
電話 083 - 227 - 3829
FAX 083 - 264 - 2080

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「水産大学校二学科共用実験棟 102 研究室ト^レラフトチャンパー新設業務 一式 入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて FAX 送信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「水産大学校二学科共用実験棟 102 研究室ト^レラフトチャンパー新設業務 一式 入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて FAX 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 6 年 1 0 月 23 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札

説明書に記載)又はフアックスマスにて質疑を進行うこと。当
 日までの質疑)又は取りまとも回答は入札説明書を受領者全
 員に対すること、なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付
 け、同様に対応する。個人に関する情報であって特定の等
 個人を識別しおそれる記述があることを除き、個人に及ぶ法人的等
 を侵害するおそれる記述を公表せず、個人に及ぶ法人的等のみ
 に対しては、当該個人にのみ回答する。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
 令和 6 年 1 月 5 日 13 時 30 分
 山口県下関市永田本町 2-7-1
 国立研究開発法人水産研究・教育機構
 水産大学校本館第一会議室 A
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所
 令和 6 年 1 月 1 日 17 時 00 分
 3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 免除。
- (3) 入札の無効
 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
 要。
- (5) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
 次の①及び②いずれにも該当する契約先
 ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること
 ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
^{※注1} 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ^{※注2} 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 ② 当機構との間の取引高
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（５）その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 水産大学校二学科共用実験棟 102 研究室ドラフトチャンバー新設業務
2. 業務目的 本業務は、当校二学科共用実験棟 102 研究室において、有機溶剤や特定化学物質（有害物資）などを取扱う業務に従事していることから、作業従事者の健康障害を予防するため、同装置を新設することを目的とする。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町 2-7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産大学校 二学科共用実験棟
4. 履行期限 令和 7年 3月 31日
5. 業務内容

(1) 概 要

二学科共用実験棟 102 研究室ドラフトチャンバー新設にあたり、下記業務を施工すること。

- | | |
|--------------------|----|
| 1) ドラフトチャンバー据付 | 一式 |
| 2) 屋外排気ファン据付 | 一式 |
| 3) 電源工事 | 一式 |
| 4) 排気ダクト工事（付帯工事含む） | 一式 |
| 5) 試運転調整 | 一式 |
| 6) 仮設足場工事 | 一式 |
| 7) 官公署への届出手続き等 | 一式 |
| 8) 廃材等の処理 | 一式 |

(2) 施工内容

- 1) ドラフトチャンバー据付
労働安全衛生法、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、その他関係法令等の基準を満たす風速、風量であること。
・外 寸 法：900mm×750mm×2000 mm程度
・内 寸 法：800mm×600mm×600mm 程度
・開 口 高：250mm～300mm 程度
・電 源：単相 100V 50/60Hz
・そ の 他：微粉塵等の排気処理対策（HEPA フィルターなど）を施すこと。
（参考値）捕集効率：0.3 μm 粒子にて 99.99%捕集
- 2) 屋外排気ファン据付
ケーシングおよび羽根車は、耐薬品性、メンテナンス性に優れていること。
・排気方式：ベルト駆動（または直動式）シロッコファン
・電 動 機：三相 200V 50/60Hz 0.5kw 程度
- 3) 電源工事
既設分電盤から、専用の電源回路を設けること。
電源回路は、ドラフトチャンバー用電源、屋外排気ファン用電源の二つとする。
- （ドラフトチャンバー用電源（単相 100V））
・電力ケーブル：VVVF1.6-2C 1 式
・電源コンセント：2P15A×2 1 個
- （屋外排気ファン用電源（三相 200V））
・電力ケーブル：600V CV2.0-3C 1 式
- 4) 排気ダクト工事（付帯工事含む）
新設するドラフトチャンバー用排気ダクトについては、別紙概要図を参照のうえ施工すること。
- （付帯工事）

- ・屋外へのダクト接続は、既設貫通部を使用すること。
ただし、既設貫通部は100Φ程度であるため、必要であれば拡張したうえで、スリーブ材、シール材で補修すること。
- ・屋上へのダクト接続は、アンカー打設のうえ、配管サポートなどで確実に固定すること。

- 5) 試運転調整
本装置の試運転調整を行い正常に稼働するか確認を行うこと。また、制御風速を測定のうえ、担当職員の確認を受けること。
- 6) 仮設足場工事
足場等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基つき適切な材料及び構造のものとする。
- 7) 官公署への届出手続き等
本装置を新設する際は、所定の期日までに所轄労基署へ届出の必要があるため、関係書類を整備すること。
- 8) 廃材等の処理
当該業務により発生したガラ等は場外へ搬出し、関係法令等により適切に処分するものとする。ただし、撤去する既設機器等については、当校へ引渡すものとする。

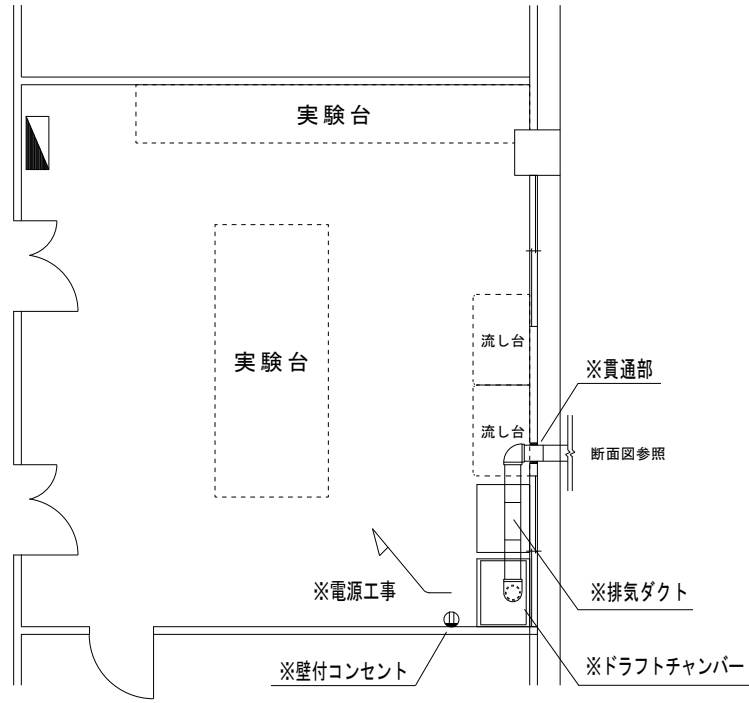
(3) その他

- 1) 図面及び仕様書に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書及び公共建築工事標準仕様書の最新版による。
- 2) 施工前承認
施工前に使用資材及び施工方法の詳細について担当職員に申請し、事前承認を受けるものとする。

業務完了後は、当校担当職員へ報告のうえ、確認を受けること。また、結果報告書は各2部（紙媒体、電子媒体（CD-R））提出すること。

6. その他 詳細については担当係の指示に従うこと。

平面図



ドラフトチャンバー

- ・ 外寸法：900mm×750mm×2000mm程度
- ・ 内寸法：800mm×600mm×600mm程度
- ・ 開口高：250mm～300mm程度
- ・ 電 源：単相100V 50/60Hz
- ・ その他：微粉塵等の排気処理対策 (HEPAフィルターなど) を施すこと。
(参考値) 捕集効率：0.3μm粒子にて99.99%捕集

排気ダクト

- ・ 材質：PVCダクト
- ※貫通部は、スリーブ材、シール材で補修

電源工事

- ・ 単相100V：VVF1.6-2C
- 壁付コンセント
- ・ 三相200V：CV2.0-3C
- ※天井内転がし、露出部は保護材で覆う

断面図

